

# 情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	5
旅客自動車運送事業の運賃改定申請に関する事案	・・・	6

令和5年7月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年7月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社成田セントラル観光 (法人番号: 3040001061415) 代表者 前橋 良弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取郡多古町喜多389-23 (空港営業所) 千葉県成田市取香558-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 120日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年9月21日及び令和4年10月14日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年7月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年7月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社四谷観光バス (法人番号: 4030001015049) 代表者 秋元 清喬
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市南区四谷3-9-29 (本社営業所) 埼玉県さいたま市南区四谷3-9-29
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和4年10月24日及び令和4年11月11日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年7月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年7月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	香取中央交通株式会社（法人番号：4040001091741） 代表者 木村 幸生
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取市小川字谷ノ山1320-4 (本社営業所) 千葉県香取市小川字谷ノ山1320-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年10月20日及び令和4年10月26日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和5年8月1日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社 トラストィ
	代表者名 木村 康之 埼玉県入間市宮寺4255
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所
	埼玉県入間市宮寺4255
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分160日車
(5) 主な違反事項	名義の利用等の禁止違反（貨物自動車運送事業法第27条第1項）
(6) 違反行為の概要	<p>死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年3月15日及び令和4年3月29日監査を実施。12件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）</p> <p>(2) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）</p> <p>(3) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）</p> <p>(4) 運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(5) 初任運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(6) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(7) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条第1項）</p> <p>(8) 整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）</p> <p>(9) 名義貸し（貨物自動車運送事業法第27条第1項）</p> <p>(10) 事業計画（車庫）の変更認可申請違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(11) 事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入（貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第1項第2号）</p> <p>(12) 自動車に関する表示義務違反（道路運送法第95条）</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 46点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 46点

運賃改定(都市型ハイヤー)申請状況

運賃ブロック	交通圏	申請状況	申請から 3ヶ月経過する日
特別区・武三	特別区・武三交通圏	令和5年7月21日申請	令和5年10月20日(金)